

## 【事例】

### 取引基本契約書

〇〇株式会社(以下甲という)と〇〇印刷株式会社(以下乙という)とは、甲乙間の取引に関し、基本的な事項を定めるため、次の通り契約を締結する。

#### 第1条 (基本原則)

取引は、相互利益の尊重の理念に基づき、かつ信義誠実の原則に従って行うものとする。

#### 第2条 (基本契約と個別契約)

この基本契約は、この基本契約の有効期間中、甲乙間に締結される個々の取引契約(以下個別契約という)に対して適用されるものとする。

2. 甲および乙は、個別契約においてこの契約に定める条項の一部の適用を排除し、またはこの契約と異なる事項を定めることができる。

#### 第3条 (個別契約)

個別契約は、甲が乙に甲所定の注文書を発行し、乙がこれを承諾することにより成立する。

2. 個別契約には、目的物の品名、数量、単価、納期、納入条件、決済条件等を定める。

#### 第4条 (個別契約の変更)

個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、それを変更するものとする。

#### 第5条 (価格)

乙は、甲の依頼により見積書を提出するものとし、甲乙協議のうえ、価格を決定するものとする。

#### 第6条 (納入)

乙は、個別契約に定める納期に、甲の指定する場所に目的物を納入するものとする。

2. 乙は、納期までに目的物を納入することができないと認めたときは、事前に速やかにその理由および納入予定等を甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。
3. 甲は、乙の責に帰すべき事由により納期までに納入されなかったことにより損害を被ったときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

#### 第7条 (受入検査)

甲は、目的物の納入の都度これを受領し、受領を証する書面を交付し、かつ予め定めた検査方法により、遅滞なく受入検査を行うものとする。

2. 目的物が受入検査に合格したときに、目的物の所有権は乙から甲に移転するものとする。
3. 目的物の受領にあたり検査をしない定めをした場合は、甲が目的物を受領したときに、所有権は乙から甲に移転するものとする。

#### 第8条 (不合格品の処置)

前条の検査の結果、目的物が不合格となったときは、甲はその旨を乙に書面で通知するものとし、乙は不合格品を遅滞なく引き取るものとする。

2. 乙は、検査不合格となった目的物について、甲の指定する期間内に代替品を納入するか、または無償で修理するものとする。但し、別に甲の指示があるときは、それに従う。

#### 第9条 (支払)

甲は、目的物の代金を、乙と協議のうえ、甲が定める方法により乙に支払うものとする。

#### 第10条 (危険負担)

目的物の納入後、所有権が甲に移転するまでに、目的物の全部または一部が滅失、毀損または変質したときの一切の損害は、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とする。

#### 第11条 (品質保証責任)

第7条の規定により乙から甲に目的物の所有権が移転した後1年以内に当該目的物に乙の責に帰すると判断される瑕疵が生じたときは、乙は甲の指示に従いこれを自己の負担で修理するかまたは代替品との交換を行うものとする。但し、甲乙いずれの責によるか不明な場合は、甲乙協議して定める。

#### 第12条 (図面等の管理)

甲または乙は、相手方から貸与または提供された図面、仕様書、規格等(以下技術資料という)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、それが不要となったときは、直ちに相手方に返還するものとする。

2. 甲または乙は、事前に相手方の承諾を得ないかぎり、相手方の技術資料を個別契約の履行の目的以外に使用し、または第三者に貸与、提供等しないものとする。

### 第13条（工業所有権の帰属）

甲または乙は、相手方の図面、仕様により製作された目的物に関連して工業所有権の出願を行う場合は、事前にその旨を相手方に通知し、その書面による承諾を得るものとする。

2. 前項の工業所有権を受ける権利については、甲乙協議して定める。

### 第14条（第三者の工業所有権の侵害）

乙は、甲に納入する目的物について、第三者の工業所有権、著作権等に抵触しないよう留意するものとする。

2. 乙は、乙の責に帰すべき事由により、目的物について第三者との間に工業所有権、著作権その他の権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに甲に通知し、乙の責任と負担においてその紛争の処理、解決をはかるものとする。

### 第15条（秘密保持）

甲および乙は、この基本契約および個別契約により知り得た相手方の業務上、技術上その他の秘密事項を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなしに、第三者に開示、漏洩しないものとする。

### 第16条（委託）

乙は、甲の承諾を得て、目的物の全部または一部の製作を第三者に委託することができる。

2. 前項の場合においても、この基本契約および個別契約に基づく乙の履行義務は免れないものとする。

### 第17条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、この基本契約および個別契約により生ずる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

### 第18条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告その他の手続を要することなく、この基本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (3) 第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき。
- (4) 破産、商法上の整理、特別清算、和議および会社更生手続の申立を受け、もしくは自ら申立てたとき。
- (5) 解散の決議をし、または他の会社との合併をしたとき、または営業の重要な部分を譲渡したとき。

2. 甲または乙は、相手方がこの基本契約または個別契約に違反したときは、相当の期間を定めて、書面をもってその是正を催告し、その期間内には是正されないときは、この基本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

3. 甲または乙は、災害その他やむを得ない事由によりこの基本契約または個別契約の履行が困難となった場合は、相手方と協議のうえ、この基本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

### 第19条（期限の利益の喪失）

第18条第1項に定める事由の一つが生じたときは、甲または乙は、甲乙間の取引により生じた相手方に対する一切の債務について当然期限の利益を喪失するものとする。

### 第20条（損害賠償）

甲または乙は、相手方がこの基本契約または個別契約に違反したとき、または第18条の規定に基づく解除を行ったときにおいて損害を受けたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

### 第21条（残存義務）

この基本契約または個別契約が、解除または期間満了により終了した場合においても、現に存在する個別契約については、この基本契約は、当該個別契約の存続期間中有効とする。

### 第22条（有効期間）

この基本契約の有効期間は、平成 年 月 日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による何らの申出がないときは、この基本契約は、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

### 第23条（協議）

この基本契約および個別契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この基本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲\_\_\_\_\_

乙\_\_\_\_\_

乙連帶保証人\_\_\_\_\_